

## 第4章 景観・環境への配慮

急傾斜地崩壊対策事業および雪崩対策事業の計画に当たっては、「公共事業等景観形成指針」に基づき、周辺景観との調和及び環境に十分配慮すること。

緑豊かな斜面は、周辺の景観を構成する重要な要素であり、生物の生息・生育環境を保全する貴重な空間である。そのため、急傾斜地崩壊防止施設及び雪崩対策施設を検討するに当たっては、周辺の生活環境等に十分配慮し、既存木の保全や在来種などによる新たな植生の導入等、状況に適した設計・施工に努める必要がある。

### (1) 法面の緑化

地域の植生を十分調査し、適切な緑化工法を選定すること。

### (2) 構造物の修景

法枠工、擁壁工、雪崩予防柵工、雪崩防護柵、等を採用するに当たっては、それ自身の修景に考慮するとともに、既存樹木をできる限り修景に生かすように配慮すること。

### (3) その他

- ・緑化は、大規模法面だけでなく、掘削によって生じた法面等にも実施すること。
- ・構造物の計画においては計画位置における動植物等の生態系に配慮すること。